

○議長（野呂日出男君）

皆さんおはようございます。

三月十一日は、東日本大震災から七年目となります。

平成三十年第一回定例会の最終日に当たり、ここに犠牲者のご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。傍聴者の皆様もご協力をお願いいたします。ご起立願います。黙禱。

〔黙 禱〕

黙禱を終わります。ありがとうございました。ご着席願います。

次に、上下水道課長から発言を求められておりますので許可いたします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

改めましておはようございます。

議長の発言のお許しをいただきましたので、昨日の下水道事業会計における、三千石堰に関する企業債についての奈良岡委員よりのご質問についてお答えいたします。

平成二十九年度分は、三月末の借入予定で、借入先は財務省の財政融資資金で、利率が〇・〇六パーセント、償還期間は四十年でございます。

平成三十年度につきましても同様のものとなる予定でございます。以上でございます。

第三日 平成三十年三月九日

開 議 午前十時

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、諸般の報告を行います。

三月一日付で今定例会に議案一件が追加提案されたため、お手元に配付のとおり、同日付で受理しましたのでご報告いたします。

日程第二、議案第二十二号を追加上程し、町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

明日、明後日、未曾有の大被害を、いわゆる太平洋側、青森はもちろんのこと、岩手、宮城、そしてまた福島ということで、未だかつて七万人以上が、仮設住宅に住まいを余儀なくされているその現状を、七年前を振り返ると、皆さんと共に哀悼の意を表しながら、亡くなった方の安らかな眠りをご祈念申し上げる次第であります。

また、まだまだ復興、復旧は道半ばだと思いますが、一日も早い、国、都道府県をあげて対処していただきたいと、そう思っております。

それでは、追加提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第二十二号 町長が専決処分することのできる事項の件。

本件は、現在、オープンに向けて工事を進めております食彩ときわ館増改築工事に関し、本体工事につきまし

ては、工期内での完成を予定しておりますが、外構に係る融雪工事や舗装工事につきましては、今冬の大寒波などの影響により、予定しておりました工事の進捗に影響を与えたことから、外構工事部分に関し、地盤の安定性を考慮し、状況の回復を待ちつつ、安全な工事の進行を図るため、予定しておりました工期について延長を図れるよう町長が専決処分することのできる事項について提案するものであります。

なお、工期につきましては終了を予定しておりました三月二十六日から、おおよそ一ヶ月程度の範囲を想定しておりますが、既に決定しておりますオープンの日程については、影響ないものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ、詳細にご説明申し上げたいと思います。何卒慎重ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、報告第一号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十九年度藤崎町一般会計補正予算（第六回）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第一号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第一号は承認することに決定いたしました。

日程第四、報告第二号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第二号を終わります。

日程第五、諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第一号を採決いたします。諮問第一号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、諮問第一号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第六、諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第二号を採決いたします。諮問第二号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、諮問第二号は原案のとおり適任と認めることに決定しました。

日程第七、議案第一号ふじさき食産業創造拠点施設の設置及び管理に関する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

拠点施設の設置及び管理に関する条例でございますが、九条のところで、利用者は、指定管理者に拠点施設の利用に係る料金又は販売手数料を支払わなければならない。利用に関する料金について、これはもう大筋決まっているものなのではないでしょうか。それともこれからなのではないでしょうか。ということと、販売手数料を支払わなければならない。ということについても、もう自治体としては、販売手数料については、指定管理者が決めるんだ、というスタンスなのではないでしょうか。

まず、利用に関する料金というの、自治体としての基本的なスタンスというのをどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

第九条のですね、指定管理者に拠点施設の利用に関する料金又は販売手数料ということですが、施設の利用料金についてはですね、今後、今、規定の策定中でございますので、イベント等でですね、施設を利用した場合には、それ相当の利用料をいただくことにしております。

あと、販売手数料については、現在、販売手数料の率については、農畜産物及び加工食品については、十五パーセント、あと、それに伴う冷蔵等、冷蔵庫を使用するものについては十八パーセント、手芸品類については十五パーセントの販売手数料をいただくことにしております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

第六条でございます。第六条 拠点施設の開業時間及び休業日は、町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。というふうになっておるんですけれども、この中で、開業時間ですね、第六条です。条例の第六条、これも最終的には拠点施設の運営者、LABOの株式会社にお任せするという考え方なのか。何時まで、早い話が、この施設は店開けておくんでしょうか。施設を開けておくんでしょうか。ということについては、自治体としては、どのようなお考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

現在ですね、食彩ときわ館におかれます営業時間は、午前九時から午後六時までを営業しておりますので、それに基づく、一応今のところは、そういう計画でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

もう一点、お聞きいたします。

今のことを再確認すれば、午後六時を基本にして考えたいと。最終的には拠点施設の指定管理者が考えるでしょうけれども。七時まではやるつもりはないんですね。その点を再確認したいと思っておるんですけども、どのようなお考えなんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

先程も申しましたとおり、今現在、午前九時から午後六時まで営業しておりますので、それを基本として考えたいと思います。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ぜひ夏場は、勤労者の関係もありますし、七時頃まではやってほしいなど、これ私の要望です。

えっと、次にですね、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。というふうになっております。その（４）の中で、観光情報及び地域情報等の発信に関する業務となっております。この観光情報の発信というのはですね、どのようにやるような計画を想定していらっしゃるのかですね、その辺はどのような計画、計画は最終的には会社で決めるのでしょうかけれども。いずれにしても、指定管理料を支払うということもありますので、観光情報をどのように発信していくというふうなお考えなののでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

町のですね、様々な地域資源や観光資源、あと広域的な観光情報や道路案内など、様々なお客様、利用客のニーズに応えるために、観光コンシェルジュを配置することとしておりますので、それらを活用しながらですね、情報を発信していきたいと思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

観光コンシェルジュというのは、人を配置してやるということに主には受け取ったんですけれども。その他に、様々な動画と言いますか、そういうものも含めてやるやの話も聞いておるんですけれども、その辺はどういう内容を、どう発信するのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

観光コンシェルジュについては、一応現在、今のところ三人を配置する予定で考えております。



あとですね、施設の設備については、浅利議員も言いましたように、デジタルサイネージとか、そういう情報発信をして、ふじさき品質等の発信をしていきたいなど考えております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第一号を採決いたします。議案第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第一号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第二号藤崎町個人情報保護条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二号を採決いたします。議案第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第三号藤崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決いたします。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第四号藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

先日の東奥日報、新聞紙上にも出ておりましたけれども、全国軒並み都市部でも、六千円を超える月の標準保険料ではですね、六千円を超えるような状態になっていると。今後の制度と大いに検討していかなければならないというふうな新聞報道もされているところでありますけれども。私どもの藤崎町の年間標準保険料でいきますと、年間七万八千円程になるわけですが、これでいきますと、県内ベースで、今、三月議会で議決して最終的な決定はなされるんでしょうけれどもですね。県内ベースでいけば、何位ってば叱られますけれども。その辺は、近隣町村でも介護保険はこの藤崎町が一番高い状態なんですけれども。県内ベースでいけば、どれ位の順位ってば叱られますけれども、なっておるようになるのでしょうか。今、案ですので、議会の議決を経て最終的には決まるものんでしょうけれども。その辺についての情報がありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

浅利議員のご質問にお答え申し上げます。

二月二日の集計で、県内の無記名のどこの市町村がいくら、ということではないんですが、一応そういう資料はございます。その資料に基づけばですね、我が方は、上から十三番目に位置しております。ちなみに、一番高いところが月額八千三百八十円、一番低いところで五千二百三十円となっております。七期のこれで見ると、県の平均がこの時点では、六千六百四十五円。第六期では六千七百七十五円、平均にすると四百七十円アップという状態でありまして、我がほうは三百円のアップということになります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決いたします。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今回の条例の改正でありますけれども、三年に一度の保険料の改定であります。

年間ベースの標準額でいきますと、保険料は、年間標準で七万八千円程、最高では年間ベースで、十二万二千

四百円程になっております。

第一段階の軽減措置者においては、年間三万六千七百二十円程になるものであります。引上げ幅を最小限に抑えられたという点については評価したいと思いますが、二〇〇〇年、介護保険スタート時からみれば倍加であります。

六十五才以上の高齢者の増大や認定者の増大は、十分、制度発足当初から予想されたことであります。際限のない保険料負担の増加を食い止めるためには、国保会計に対する国の国庫負担率を五パーセント程度でも引上げる等の財政的な措置が必要であります。制度の信頼をつくり出すためにも、国に要求することが必要であるという視点から本条例に賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

私は、藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案に賛成するものであります。

介護保険事業計画は、三年ごとに計画が策定され、第七期の今期は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう実施されているものであります。

今回の介護保険法に則り、保険料や給付費が算定され、特に給付費は、介護予防事業の推進が功を奏し、抑制傾向となり、良好と思われまことから、この条例案に賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

他に討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから議案第四号を採決いたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第五号藤崎町都市計画法施行条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五号を採決いたします。議案第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第六号藤崎町町営住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決いたします。議案第六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第七号藤崎町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決いたします。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第八号藤崎町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決いたします。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

五十嵐 晋副町長本人に関わる議案のため、五十嵐副町長より退席したい旨の申し出がありましたので、退席を許可いたします。

休憩 午前十時二十四分

---

再開 午前十時二十四分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第十五、議案第九号ふじさき食産業創造拠点施設の指定管理者の指定の件を議題といたします。

これから質疑を行います。佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

私、全協のほうで聞いたんですけれども、協定書を作ってから聞こうと思ったんですけれども、聞く前にもう一度、私確認したいんですけれども、先の全協の時ですね、副町長のほうから、三年経ったら交代してもらおうというふうな趣旨の発言あったんですけれども、その文言はこの協定書の文書の中に盛り込むんですか。それ、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

現在、指定管理者のお願いをしているわけですが、町の出資割合が今、五十一パーセントでございますが、これから経営的なものを最終的には町で五十一パーセントの株を確保するというつもりはないというような答弁はしておりますので、今後経営努力いたしまして、今後は民間に向けていくということでございます。

○議長（野呂日出男君）

佐々木政美君。

○十一番（佐々木政美君）

私危惧しているのはですね、今、室長が言ったように、町が五十一パーセント持っているからっていう安易な気持ちでやってもらっては困るんですよ。本人が意識して経営して黒字をなんとか出すんだというような心構えでやってこそ、初めて商売として成り立つんじゃないかと思っているんですけれども、そこら辺のこと町長のほうがよくわかっているみたいですので、町長にお聞きします。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

佐々木政美議員の質問にお答えいたします。

先般の全協では、代表取締役就任した、副町長五十嵐からですね、近い将来はその五十一パーセントにとらわれることなく、いわゆる軌道に乗ったら、最低三分の一くらいは持つけれども、代表を退いてでも全て任せたいという意向のものを伝えただけであってですね、協定書にはその文言は書き込みません。

ただ、代表取締役としての文言は書き込まないけれども、そういう意識を持って、責任を持って早い時期に軌道に乗せて、全て株式会社の取締役の中で、あるいは統括店長を中心としたスタッフの中で、営利を生み出していくということでございます。

第一義は、藤崎町の製品のいわゆる大量販売につなげる努力をしながら、農家の所得を向上させていくと。

しかし、それにこだわることなく、町の食材を使ったレストラン、あるいはまた観光にもつなげていきたいと



いうことで、定款の中身はそうなっているところでございます。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

指定管理料を一千八百万円もと、観光コンシェルジュを三人も配置してと、三人も観光コンシェルジュを配置する必要あるのかなという問題もあり、でも役場の仕事をそっちにやらせると、平易な言い方に換えれば、そういう受け皿としてもやるんだというようなことなんですけれども。私はどちらかというと、佐々木議員も言ったけれどもですね、指定の期間はまず三年やってですね、そしてその後に実績を見て、五年なり延長していくのがですね、普通なんじゃないかなと思うんです。はじめから五年と、その間も指定管理料は払っていくようなことも含めてですね、私はその辺、会社にですね、自立的なことをやるような体質の会社にしていくにはですね、三年程度でまず結果を出してみろと。

確か松丸さん、店長についても三年で結果出さなきゃ辞めてもらいますよ、という規定もあるはずなんですけれども。だと思っておりましたけれども、五年としたその理由を明示していただきたい。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

五年のそのことに関しては、担当課長から後程、私の答弁の後に申し述べたいと、そう思っております。

まずですね、これ議員各位の皆さんにも、なんでこの地方創生の事業を活用しながら、或いはまた、ふるさと

創生の力を借りながらやっていくかということは、六年前からずっと積み上げてきたわけですね。そこについて、三年とか 五年とかそのスパンのところを捉えてですね、それは浅利議員の考え方だと私は受け止めます。ただ、五年という期間を定めたのは、十分慎重審議して、その期間ということに定めたんですよ。議員の中には、その五年、短いと言う人もあります。十年位と言う人もあります。これは、それぞれの考え方でいいと思います。ただ、なぜ今やるのかという意義をもうちょっと議員各位の皆さんも本当に心に据えてやるんだという思いで、やっぱり持っていきながら、いわゆる私は建設的な議論をもうするべき時期にきていると、そう思ってくださいますので、そのことを申し述べて、期間については担当室長から申し述べさせます。

(わ、たんげしゃべってまったべ・・・。ということです。の声あり)

○議長（野呂日出男君）

室長、一言ありますか。（特にありません。の声あり）

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませんか。相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）。

この件につきまして、ちょっとお伺いしますけれども、ま、議場では副町長という立場におるんですが、仮にLABOについて一般質問をしたいと、当然社長がいるんですけれども、その辺のところはやっぱり副町長の立場と社長の立場で答弁してもらえるのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

今回はあくまでも、条例制定の議案でございますので、立場的には除斥と、退席という立場になると思います。

ただ今後、副町長が代表取締役という立場でございますので、この席にはいて答弁という形になります。その辺はご心配なさらずいただきたいと、そう思います。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

五十一パーセントを出資している町がですね、年次報告なり報告義務が発生するというふうな理解を私どもはしているんですけれども、その理解でよろしいですか。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

それで間違いありません。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議案第九号に関係することだと、関連することだと思っておりますので、議長におかれましては発言を認めていただきたいなということなんですけれども。その趣旨はですね、つまり今まで食産業創造施設は、いわゆる直

売所だけでなく加工も、観光コンシェルジュもみんなやると。

しかし今までは、今年の三月三十一日まではですね、直売組合に指定管理を依頼し、行政も提案し、議会も提案に同意して、三月三十一日まで指定管理していたんですよ。

ところが実際は、三月三十一日の一ヶ月前に店は閉店せざるを得ない。そしてさらに、二月二十八日でなく、二月十五日だというような状態になったわけでありまして。

私は、あえて言えばこの直売組合は、町の事業によって営業ができなくなった。つまり、休業補償を要求されてもしかるべき法的な状態にあるんじゃないかと。その組合も代表者も町に対しては請求していないから、問題は発生していないでしょうけれども。休業費を要求できるような立場にあるんじゃないんですかと。そういう思いが私はあるんですけども、行政として指定管理者を三月三十一日まで提案した行政として、議会としてもそれを同意していたということから見てですね、どういうふうなお気持ちなのか。お気持ちだけをお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

非常にあの、ご指摘の意味、内容はわかります。

ただ、ここに至っては相当前から直売所の役員の方、或いはまた今、代表取締役になっている佐藤さんをはじめ、十分詰めてきた話でございます。

二月二十日頃までプレハブの臨時直売所の設置、というところもですね、十分理解していただいたし、四月三十

日オープンということもですね、従前その間に、いわゆる接遇から、全ての職員におもてなしの心を植え付ける、或いは経営状態のスキルアップを図るためのセミナー、その辺も諸々考えて緻密な連携を図りながらお話してきたつもりだと、そう思っています。

よって今、浅利議員がおっしゃったような補償問題とかそういうのは、未だかつて生まれていないと、そう思っています。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決いたします。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

五十嵐晋副町長の入場を許可します。

休憩 午前十時三十七分

---

再開 午前十時三十七分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第十六、議案第十号平成二十九年度藤崎町一般会計補正予算（第七回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

一般会計の補正予算ですね、お聞きいたします。

六ページなんですけれども、債務負担行為 ふじさき食産業創造拠点施設駐車場舗装工事費（ゼロ町債）というふうな書かれ方をしておるんですけれども、あえてゼロ町債と書かなければいけない理由は何なんでしょうか。ということと、これは議案で提案されたようなこととも関係するんですけれども、工期は年度無理なのか、工期を明示する必要までないとは思いますが、どういう段取りで、いつ頃までに工事を進める予定なのかお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊淳一君）

お答え申し上げます。

私のほうから、（ゼロ町債）と記載していることについてお答え申し上げます。

このゼロ町債というものは、債務負担行為を設定する年度に、前払金等の支払いがなく、ゼロということでありまして、翌年度以降の支出となることからこのような表記となっております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。この舗装工事の場所ですけれども、現在食彩ときわ館が建設されている裏側、今、工事事務所があるところの舗装工事でありまして、基本的には四月三十日のオープンまでには、舗装工事を完了したいなど考えております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ゼロ町債という意味についてはわかりました。

食彩館の工事事務所の前のほうも裏側もということなんですか。それとも裏側のほうということなんですか。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

裏側のほうです。今、工事事務所が建っている場所でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうしますと、前のほうは、前のほうという言い方はなんなんですかけれども、西側といいますか、国道に面したほうはですね、完了時に工事がやらさっていると、前の我々が議決した六億円の中に入っているという理解でよろしいんですか。

○議長（野呂日出男君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。

本体工事といいますか、六億円の工事の中に含まれております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

裏側はですね、裏側のことについてお聞きします。

現場事務所あるんですよね。私に言わせれば、現場事務所はあそこに設けなければ、あそこに仮設店舗をつくらせておけば良かったものを。という後博打といえはなんなんですかけれども、後からみればですね、そういう思いもあるんですけれども。あそこは、東和さんのあれでしょ。そしてそれ役場が借りてるんじゃないんで現場事務所が借りてるんじゃないんですか。その舗装をするというのは、その辺共同企業体はですね、責任を持って舗装なりしなきゃならないところじゃないんですか、あれは。私はそう思っていたんですけれども、そこも舗装して東和さんにお返しするという約束って、どこでしたんですか、それ。



○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

交付金決定してから、副町長、室長を中心にですね、いわゆる東和電機工業さんの社長さんはじめ、工藤総務部長さんをはじめ、或いは施工業者である設計のほうの担当の八洲さん、吉川・三浦組のJVさん、色々な意味でお話をさせていただきました。近場に現場監督の事務所が設置されるのは、非常に好ましいというところで、いわゆる施工業者のほうからもお話あってですね、町が中に入って、工事終わるまでプレハブを設置させていただきます。その後の舗装工事に関しては、責任持って町がするというようなお話をすでに工期に入る前のお話をしましたので、これは致し方ない事情だと、そう思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そういう約束を副町長、町長がしたから舗装工事をするんだというようなことですがけれども、これは恒久的にといいますか、裏の部分ですね、町が借りる契約になっているんですか。それとも、いわゆる売出しだとか開店だとか、そういう時であれば別途臨時的に貸借といいますか借りるといふ、東和さんに申し込みをするというような必要な状態になっているんでしょうか。今の現場事務所などの敷地が、どういう権利関係になっているのか、ちょっと説明してください。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

お答えいたします。

今まではですね、いわゆる食彩ときわ館が建っている場所と、その前のほうは町で有料でお借りしてましたよね。

ただ、裏のほうはすべて東和さんがガイアのパチンコ屋さん、それからガソリンスタンド、そしてローソン、ラーメン屋、共同利用という扱ってきたみたいであります。

よって、オープンした暁にはですね、今までと同じくガイアさん、ガソリンスタンド、ラーメン屋さん、そしてローソンさん、そして藤崎町のふじさき食彩テラス、共同利用という形になると思いますので、その辺は賃貸料が発生してくるということでございます。その辺の詰めは今後ということで、今、鋭意進めているところでございます。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。浅利直志君。討論がありますので、本案に反対者の……。

○十三番（浅利直志君）

議長、ちょっと休憩……。補正予算の質疑、終わりという意味なんですか。

○議長（野呂日出男君）

はい、そうです。

(もうちょっと、しゃべりたいことあるんでねが・・・の声あり)

質疑終結ということは、議案に対する質疑終結でありますので、浅利さんちょっと勘違いしたと思いますけれども。それでは、浅利さんの熱意に一問だけ許します。質疑を続行します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議長のお取り計らいに承えまして、いずれにしましても今の舗装の共同利用というようなことに、いずれにしても開店時だとか、或いはイベント時には今までも使わせてもらっていますので、十分貸元といいますか、土地所有者の東和電機さんの了解も得る形で、駐車場の利用についての契約をきちんとやってほしいなということを強く要望したいと思います。

それで、補正予算のほうのことですが、ページ数は十六ページのところ、総務費、徴税費でございます。

その中で、税務総務費で補填金、百十八万円程みているんですけれども、その内容はどのような内容なのか。お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

具体的には、償却資産の修正申告がありましたので、それに基づきまして還付するという事で、五年間は歳入還付と歳出還付をするんですが、還付不能となるさらに五年分は、補填金という形でお返しするという事で

ございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

償却資産についての還付、補填金といえますか、百十八万円程もですんで、これかなり大きい資産を持っている法人などの場合だと思われるんですけれども。もうちょっと具体的に言えばですね、どういうケースだったのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

具体的には、平成十九年度に工場を増改築した事業者に対しまして、平成二十年度から家屋分の固定資産税を課税しておりましたが、この事業者が償却資産分の申告にも、この増改築した分を記載して申告しておりましたので、こちらも平成二十年度から他の機械、機具や装置などの償却資産と一緒に工場の増改築費についても申告されていたおりに、固定資産税の償却資産分として課税しており、家屋分と償却資産分の二重に固定資産税を課税していたことが、今回判明いたしました。

また、これに合わせて、平成二十二年に購入したタイヤショベルにつきましても、平成二十三年度から償却資産として申告書に記載されていたため課税していたところですが、これにつきましても常時保管場所が弘前市で

あることが、申告書を提出した、その事業者の担当税理士のほうからの聞き取りでわかりまして、これらについての修正申告の提出がありまして、二重に課税していた分を還付するというところでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決いたします。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第十一号平成二十九年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決いたします。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第十二号平成二十九年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第四回）案を議題といた

します。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決いたします。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第十三号平成二十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決いたします。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第十四号平成二十九年度藤崎町水道事業会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ページ数でいきますと、五十四ページになるのでしょうか。資本的収入及び支出に関わる建設改良費の問題でございませう。

説明書によりませうと、藤崎町水道事業基本計画策定及び耐震診断委託料の減額、五百二十万円程となっております。五百万円も減額されれば、嬉しいことであるんですけども、内容的にはどのような内容で減額になったのでありませうか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

お答えいたします。

これにつきましては、当初、耐震診断の業務委託のところでは、予算をみる時点では、建築物の構造耐震判定というものを建築協会のほうに、また別個に判定していただくというものが三百六十万円程積算されておりましたが、その後実際入札の時点では、この業務がいらなくなったということで、その分がやはり減額が大きくなったものであります。そのいらなくなった理由というものは、この耐震診断は、貯水槽のタンクとかの部分なんですけど、タンク自体がプレキャスト製、コンクリートで出来たものを組み立てたというものでございませうので、コア抜きとか材料検査とか、そういうものが不要ないということで、特に建築物の建築協会の判定は、いらぬということがわかりましたので、その分で減額がちょっと大きくなったというものでございませう。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませうか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

貯水槽などの耐震診断のですね、費用がいらなくなったとか不要になったとか、というふうなことでその分が三百六十万円程、建築協会ですか、三百六十万円程の減額があったんだと説明を受けたんですけれども、そもそも耐震診断そのものは、やらなくてもやれないですよということなんですか、やらなくてもいいですよということなんですか。耐震診断は大丈夫だとか、クリアしているという意味合いなんですか。その辺はどういうふうに理解を深めればよろしいのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

はい、お答えいたします。

耐震診断自体は、すでにある設計書並びに当時の図面、それらを参考に判断できるということでございますので、耐震診断自体は実施するものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

設計書に基づいてやるというけれども、実際は、老朽化しているから初歩的な段階ではですね、必要ではないかと。奈良議員も指摘したことがあるやに記憶しておるんですけれども、その辺はですね、図面上だけでいいというような今の説明では聞いたんですけれども。その辺は、そういう結果になったということなんですけれども、



もう少し説明して下さい。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

これは、今回入札、発注する前にそういう業務を行っている業者のほうにも確認いたしまして、当然年数もく  
らしているんですけれども、それも加味した上で設計図書及び図面等で判断できるということでした。  
以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十四号を採決いたします。議案第十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第十五号平成二十九年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十五号を採決いたします。議案第十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、予算特別委員会報告を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議員全員で構成する予算特別委員会の審査であり、委員長から報告書が提出され、お手元に配付しておるとおりであります。委員長報告は会議規則第三十九条第三項の規定により省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、この件は起立によって採決いたします。

委員長報告を省略することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。

よって、委員長報告を省略することは可決されました。

○議長（野呂日出男君）

次に、平成三十年度各会計予算案の議案第十六号から議案第二十一号までは、議員全員による予算特別委員会で審査いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略し採決いたします。

採決につきましては、先ほど起立願いましたので可決いたしました。

日程二十三、議案第十六号平成三十年度藤崎町一般会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成三十年度の藤崎町一般会計予算は、総額で七十八億八千万円余の予算であります。予算の多くは、町民の暮らしや福祉、教育などに必要とされる予算ではあります。財政担当者や各課のご労苦には感謝申し上げるところであります。

しかしながら、次の主なる理由で賛成できません。

理由の一つ目は、個人番号制度の継続関連予算システム整備業務委託料一千二百万円の問題であります。これは、システムのメンテナンス、セキュリティ対策、そしてプライバシー保護など、費用対効果が十分望めないものであり、国の実施する施策と言えども、私は賛成できません。中止すべきであります。

理由の二つ目は、原子力施設立地対策助成金二千百万円程計上されておりますが、原発、核燃に依存しない市町村財政や県財政を目指すべきだという視点であります。自然エネルギーの開発や廃炉費用、そして福島の影響

者救済などに方向転換すべきだということから賛成できません。

三つ目は、我が町のパート職員の時給改善、労働条件改善、底上げを早期にやるべきだということであります。

四つ目は、南黒福祉事務組合の民間移譲や、或いは我が町の学童保育の民営化実施の予算などが計上されておりますが、なお踏みとどまって公的責任と公的運営に努めるべきだという理由であります。

五つ目は、りんご経営安定化助成金制度は維持すべきだということでございます。以上の点から賛成できないということであります。

○議長（野呂日出男君）

次に原案に賛成者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

本案に賛成するものであります。

平成三十年度藤崎町一般会計予算案総額七十八億八千六百万円には、歳入において地方交付税、対前年度比三・三パーセント、金額にして一億五百万円の減額が見込まれるなど、厳しい財政状況の中、町民の生活と安全を守り、福祉水準を維持しながら、さらに町を活性化させるため最大限の努力を盛り込んだ予算案であると思っております。

特に投資事業では、役場本庁舎機能強化工事は、現在の役場の長寿命化を図り、防災拠点とするため、また、常盤生涯学習文化会館整備工事は、機能強化を図るなど、町村合併の最終仕上げとも位置づける合併特例債最後の大型事業であり、非常に重要な年度の予算案であります。

一方、ソフト事業では、人口減少に歯止めをかけ、町民がいきいきと暮らせる思いやりのある予算案であり、この予算執行こそが藤崎町の未来を切り拓いていくものだと確信するものであります。

特に、若者移住すまいづくりの補助や中学生海外派遣事業、中学生までの医療費補助などは、他の町では、なかなかできない思い切った予算であり、子育てしやすい環境をさらに推し進めていくものと考えるものであります。その他、産業振興、健康づくり、イベントの開催など、どれを取っても町の未来に欠くことのできない予算であり、第二次総合計画の目指すべき将来像、「みんなで築く 希望に満ち、活力があふれる町 ふじさき」実現のため、頑張ってほしいと願うものであります。

よって、議案第十六号平成三十年度藤崎町一般会計予算案に賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

他に討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第十六号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第十六号は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第十六号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第十七号平成三十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第十八号平成三十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第十九号平成三十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成三十年度の介護保険特別会計予算は、総額七億四千万円余の予算であります。その多くは介護保険事業

実施に必要とされる予算であります。担当課におかれましては、第七期の事業計画の作成などにもご苦労されたことについて感謝いたしますが、本予算に賛成できません。

その理由の一つは、介護保険料標準年額ベースで、年額七万八千円から八万千円程への引き上げというような問題であります。多くは、国の制度設計に関わることでありますが、国庫負担率を五パーセント程度引き上げることが必要であるという地方の意思を示すということからも賛成できません。

また、国民年金だけの受給者等については、限界を超えた保険料負担となり、第三段階までの低所得者対策や負担軽減措置を消費税十パーセント増税実施前でも改善すべきだというふうなことであります。

最後に、予算執行に当たっては、自立支援や介護からの卒業支援などということを重点化する弊害を生み出さないようにしていただきたいと思っております。特に認知症で一人暮らしの方もあり、家事支援も含む生活援助で生活を整えることで、重度化、重症化を予防するということも大事であります。必要な支援が制限されれば、家事介護か自費で保険外利用をするしかないような状態をつくらないように、予算執行、事務執行に当たっていただきたいということを申し添えて、賛成できないという討論にさせていただきます。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。阿部祐己君。

○一番（阿部祐己君）

私は、藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案に賛成するものであります。

介護保険事業計画は、三年ごとに計画が策定され、第七期の今期は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう実施されているものであります。

今回の予算案は、介護保険法に則り、保険料や給付費が策定され、特に給付費は、介護予防事業の推進が功を奏し、抑制傾向となり良好と思われることから、この予算案に賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

他に討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第十九号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第十九号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議案第二十号平成三十九年度藤崎町水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十八、議案第二十一号平成三十九年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。



本案に対する委員長報告は、原案可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十九、議案第二十二号町長が専決処分することのできる事項の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私は、あの、藤崎の端っこのほうに住んでいますんで、それでも今回の現場というかそれは通ったりすれば見えると。

議会が始まってからはですね、かなり馬力がかかって、車も五、六十台来たり、業者も私に言わせれば百人体制くらいで取り組んじゃのかなと。馬力がかかってきたということについてはですね、評価をしておるところなんです。

それで、私がお聞きしたいのはですね、全体の進捗率が七十何パーセントだというようなこともあるんですけども、私が一つ懸念していたのはですね、この代表取締役八洲建築設計事務所からですね、工期延長理由が提出されて、その写しも私ども議会にも示されておるんですけども、なんかこれを見ますとですね、仮設店舗の解体や跡地が軟弱地盤になったとか、或いは入口の国土交通省でやっている工事で資材搬入が妨げられたとかというふうに言っておるんですけども。聞きたいのはですね、私はむしろ、ここに何も触れていない本体工事

の遅れそのものに大きな懸念を持っているんです。町長の提案理由の説明の中ではですね、本体工事は期限までに出来るんだというような趣旨の言い方をしておりましたけれども。それは、どのような根拠でですね、どのような根拠に基づいてそのように言いましたんでしょうか。その点をまずお伺いいたします。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

色々と心配をいただき、誠にありがとうございます。

工期の延長の理由書を提出させていただきましたけれども、この延長を提出するに当たって、本体工事のほうは大丈夫なのかというふうな確認をさせていただきます。本体工事につきましては、施工監理をしている八洲建築設計のほうからは、本体については予定どおり完成します。というふうなお話を伺っております。私どもとしましてもですね、その辺のところをしっかりと確認をしたいことから、施工計画のほうも併せて提出をいただいております。その中においても本体工事につきましては、年度内に完成するというふうな計画で進めておりますので、私としては、そのように年度内に完成するものというふうに考えております。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

年度内だばおかしいんですよ。工期は三月二十五日なんですよ。

（そう答えればいいんだねな・・・。の声あり）

ま、訂正は私の質問の後からして下さい。三月二十五日でしたよね。その工期までに出来ないことによって、様々な自治体にも迷惑かけ、また財務省だか内閣府だかお願いにも行かなきゃならないような事態が発生していることに問題があるんじゃないかなと思っておりますけれども。私が聞きたいのは、じゃ、聞きます。結論を急ぎます。八洲設計事務所から説明を受けたというんですけれども、私に言わせれば、設計事務所というのは技術能力もあるし、また現場を取り仕切る責任者でもありますけれども。チームは会社なんですよ。野球に例えるのはちょっとあれですけれども、監督じゃなくて選手がどれくらいやる気で人材の確保も含めてですね、やるのかということ自体が一番問題なのであって、工期までやれないというようなことですね、三月末までにはやるんだと、八洲の監督が言ってるけれども、会社そのものと話したことあるんですか。現場の監督とそういう機会はあったんですか、この間。このことについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐晋君）

まず、年度内というふうに申しあげましたことを一つ訂正しておきたいと思います。

三月二十五日までには完成するというふうな報告を受けております。

それと、施工監理の八洲建築設計とどういうふうな確認をしているのかという、おそらく質問だというふうに理解をしましたがけれども、皆さんにですね、説明をしたその日にですね、私どものほうで八洲建築設計並びにJVを組んでおります吉川建設と三浦組を全員呼びまして、私のほうから確認をしてございます。その際には、八洲のほうの上層部の方も現場に常駐しておる方も出席をしました。その際にですね、いわゆる本体工事の工期に

については予定通り行くんだらうなというふうな確認をしております。併せて、施工計画のほうもあげていただいて、予定どおり進んでおります。というふうな回答をいただいております。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

他にございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私もあの工期の延長が絶対許されないものだとかそういう態度でもないし、そういうものでもないと思うわけです。そこに合理的な理由、そして災害、地震などの特別な災害が起きているとか、そういう場合は認められて十分しかるべきものじゃないかなというふうに思っております。

ただ、私は去年の六月に契約してスタートした工事であります。期間、十分ありますよ。問題は、段取りが悪いんじゃないかなという、そういう思いがあるんです。この点についてですね、段取りというのは、仮設店舗の設置場所だとかも含めてですね、段取りが悪いんじゃないかと。旧店舗のですね、柱の組み替えとか、柱梁の組み替えだとか遅れてるんですよ。いずれにしても、ここで言っている道路工事をしているから出来なかったというのは私は理由にならないと思っておるんですけれども。その辺の現状認識について、どのようにお考えなのでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長 平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

熱心な浅利直志議員の質問にお答えいたします。

そもそもあの、お盆過ぎまでは、いわゆる今までであった食彩ときわ館が人が多く来る時期ですので、その後の工事に着工したわけでございます。順調に進んでいたつもりがですね、まずは寒波も自然災害の一つであって、それからもう一つは、私どもがお願いしてあった入口の拡幅工事、これはそもそも十二月の末まで国土交通省青森事務所のほうでは終了する予定で推移しましたが、国交省のほうから説明を聞くと、いろんな現場を色々何箇所も現場監督がやってまして、思うように十二月完了までいかなかったということで、その辺も理由の一つになるうかと、そう思っております。

今までここに来るに至っては、色々精査して準備して、確かにですね、融雪の工事、或いは後ろのプレハブを撤去した後の舗装工事、これだけは四月に遡るということで、私はやむを得ない事情であったかなと、そう思っております。それでもなお、怠慢というのであれば謝るしかないと、そう思っております。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十二号を採決いたします。議案第二十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、これから討論を行います。

本案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本工事、工期の延長ですね、様々な要因があって遅れたというのはですね、私も多少なりというか半分程度は理解するところであります。

ただ、それは町長の怠慢だとかというようなそういう問題じゃなくて、業者が工期までにきちんとやるという信頼をどう築くのか、或いはまた自治体として、或いは議会が決めた期限を守れなかったということでもありません。町長が謝って済む問題ではないんじゃないかなと思っております。

それで、賛成できない理由はですね、この工期延長理由書の中でですね、委託期間、これを三月三十日までというのを施工監理の委託期間、三十年四月十五日までというふうに明記しているわけであります。これ、昨日私気づいたんですけれども。ありゃ、と思ったんですけれども。そうすればですね、私ども議会が議決した議案に対しては、じゃ、四月十五日まで工期を変更しますよ、という議案こそ提案すべき筋合いのものではないかというのが、本提案に賛成できない一つの理由です。三十日も専決事項ですね、町長に委ねるということを議会があえてする必要までないのではないかということ。そして更に言えば、工期までに、今日見た限りでは採石も敷いておりました。私は工期までに出来るんじゃないかというふうに、その可能性が大なんじゃないかなというふうに思っておりますし、何よりも本体工事が工期までにできるということであればですね、あえて専決処分を委任する必要はないと思っておりますので、本案に賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。奈良完治君。

○三番（奈良完治君）

本案に賛成するものであります。

工事というものは、なかなか計画どおりに進まないというのが、これ現実です。

また、自然災害、人災、いろいろな要素が絡み、なかなかその原因を突き止められないで、工期内に終了できないということは、他にも多々例があることです。そのために、この工事を最後まで適切に、また安全に行うためにもこの案に賛成するものであります。以上です。

○議長（野呂日出男君）

他に討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第二十二号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第二十二号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第二十二号は原案のとおり可決されました。

日程第三十、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第三十一、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成三十年第一回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時二十九分

---

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男



署名議員 阿 部 祐 己

署名議員 五 十 嵐 忍

署名議員 奈 良 完 治